



永年にわたり勤務した使用人等に記念品として支給する旅行ギフト券は福利厚生費として処理をしても差し支えないのでしょうか？ 給与課税されるとの話もありますが？

旅行ギフト券は、原則として有効期限もなく、金券シヨップ等に手数料を支払えば換金できますので、現金で支

永年勤務者への旅行ギフト券の取扱い

給したものと同様に給与として課税されます。

ただし、本人に交付してからおおむね1年程度の期間に旅行し、旅行代金の精算やその旅行の内容が確認できる書類を用意してあれば、実質的には会社が該当者を記念の旅行に招待したものと変わらないということで、課税しなくても差し支えないとしています。

しかし、最近では次のような事例が散見され、その解釈を巡って釈然としない場面も出て来ていますので、簡単に説明したいと思います。

(1) 税務調査の際に、旅行会社が発行した領収書を調査官に呈示すると「2名様分と表示がありましたので、該当者に詳しい内容を聞いたところ、ご夫婦で旅行に行かれたとのことでした。旅行ギフト券は本人に支給したもので妻は対象外となり、2分の1は課税対象になる」との指摘を受けました。

(2) またある人は、旅行先とその目的を質問されたので、帰省に使用したと回答すると、調査官は「旅行目的があくまでも記念旅行に限られますので全額課税対象となります」と説明しました。

(3) さらに、家族旅行の足しにしたとの回答の場合にも、全額課税対象となります、とのこと。

以上のことから共通するのは、永年勤続の記念旅行以外の目的には旅行ギフト券は使用できない。つまり旅行の目的を自由に選べないということです。

所得税の基本通達には「使用者が永年勤続した者の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、または記念品を支給した場合であっても、その金額は社会通念上相当と認められるもの（おおむね勤続年数×1万円程度）であり、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象としていること。かつ、2回以上表彰を受ける場合には5年以上の間隔を必要とする」とあります。

本来なら経済的利益を得たとして給与と課税されることを、通達の条件に合致していれば、課税しなくても差し支えないと言っており、その解釈は厳格なのです。

では実際にはどのような使われ方をしているのでしょうか。

旅行会社に旅行ギフト券の全額で希望する旅先の日程を組んでもらい、記念旅行をするのがポピュラーな使い方です。

そして特別休暇等の使用の有無や旅行日程表と領収書をつけて会社に報告すればベターでしょう。

旅行ギフト券の支給を受けた従業員が支給後1年以内に全部または一部を使用しなかった場合には、その分を会社に返還しなければなりません。

旅行ギフト券の支給は永年勤続表彰の一環として行うものですから、もしこれを怠ると本来の給与課税が発生してしまいます。

ある経営者は、そんなにやかましいのなら最初から本人に交付する旅行ギフト券を給与として課税するからいいやと言う人もおられますが、もう一人の立場にもなって下さい。せっかくの記念なのに所得税が課税されるのは良い気分ではありません。

従業員の皆様には最初から趣旨を徹底し、ルールをわかりやすく説明しておけば後々課税の問題は発生しないはず。

交付された旅行ギフト券を全額記念旅行に使用すれば何ら問題はありませぬ。気持ちよく表彰を行いたいものです。

